

# 広報にしかわ

1977

1/25

第178号

□ 発行／新潟県西蒲原郡西川町役場 □ 編集／総務課 □ 毎月10日・25日発行



みんなで滑ろう

## 町民スキー教室



とき二月十一日

ところ浦佐スキー場

※参加者は午前七時までに

役場前へ集合



支給要件	申請者
次の要件に該当する経営移譲(売買または十年間の小作契約)を行った場合	農業者年金事業
第一 第三者移譲であること	農業者年金に加入していること(当然加入、任意加入を問わない)
二 謙受人が農業者年金に加入していない場合は、六十歳未満でのいずれかに該当する人であること	農業者年金に加入していること(当然加入、任
四 経営移譲年金の受給権者	農業者年金に加入していること(当然加入、任

### 一 資格要件

離農給付金は、農業者年金事業の補完措置として、農業者年金に加入できない人を対象にしています。これらの人々が離農する場合に、離農給付金が支給されます。

次のすべての要件を満たした農業経営主

二十歳以上の農業経営主

引き続き五年以上農業を經營している人

三年以上あるか、または脱退一時金を受けたことがある人

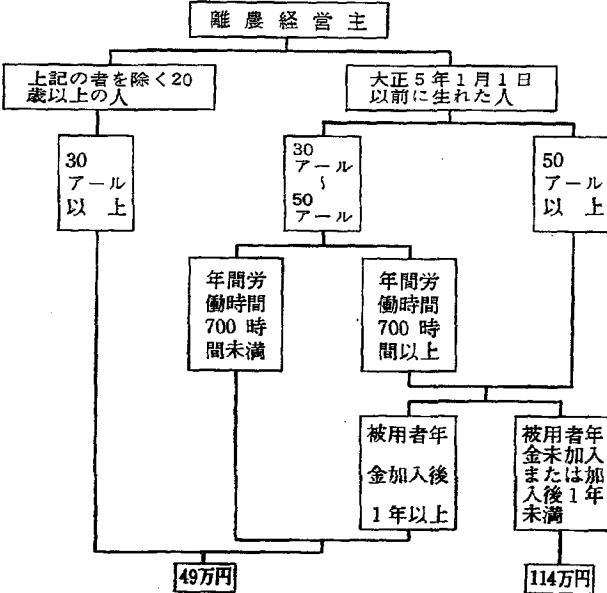
農業経営主

次に該当する経営移譲(売買または十年間の小作契約)を行った場合

農業者年金に加入していること(当然加入、任

意加入を問わない)

三 謙受人が農業者年金に加入していない場合は、六十歳未満でのいずれかに該当する人であること



2月は1日です

(注) 離農する要件は、基準日後に、すべての農地等を、農地等として処分することが条件です。土地取扱法等の場合を除いて、転用は認められません。

詳しいことは、農業委員会にお問い合わせください。

### 離農給付金の支給 (農業者年金)

支給要件	までの年度別状況		
1 自分主義の經營農地等が五十ヶ以上ある經營主	をみますと、別表	のようになつてい	ます。
2 自分主義の經營農地等が三十ヶ以上五ヶ未満で、七百時間以上の労働力を投下する經營の経営主	県や農業関係機	関としても、今後	ますます厳しくな
3 基準日(経営移譲が終了する一年前の日)に、自作地が三十ヶ以上あること	の需給情勢に對処	ると予想される米	ますます厳しい
4 被用者年金未加入は1年未満	として、機械化作業体系に對応した	の引き下げを基本	ます。

この制度は、全額国庫負担で、期間は、昭和四十六年一月一日から五十五年五月十五日までと定められています。

米の大幅な生産過剰を背景として、米の生産調整の始まつた昭和四十五年に、県では「新潟米生産推進運動」をかけました。

これは新潟県の自然的、社会経済的特性から、米が基幹作物であ

り、今後も米の生産地としての地位を一層高め、農家所得の増大と

良質米の安定的な供給を図るため

に行われたものです。

このころ西川町では、優良品種

の種もみ購入農家に対し、一定額

の補助金を支出していましたが、

離農給付金が支給されます。

ただし、次的人は除かれます

一 離農給付金の支給を受けたことがある農業経営主

二 世帯員のうちで離農給付金を受けたことがある人のいる

三 農業者年金の被保険者であった人で、その被保険者期間

が三年以上あるか、または脱退一時金を受けたことのある

農業経営主

四 経営移譲年金の受給権者

### 文化財調査審議会とは……

西川町では、昭和四十九年四月一日に「西川町文化財調査審議会設置条例」を制定しました。

文化財調査審議会の任務は、教育委員会の諮問機関として、次に掲げる事項を調査審議し、また必要と認める事項を教育委員会に建議することになります。

「文化財の調査」と、「文化財の出品公開に関する」と。

「文化財の発掘に関する」と。

「文化財の修理復旧、または滅失、き損防止の措置に関する」と。

「指定文化財の現状変更の許可および環境保全のための必要な施設の勧告に関する」と。

「無形文化財の助成に関する」と。

「文化財の出品公開に関する」と。

六埋蔵文化財の発掘に関する」と。

七文化財の貯蔵に関する」と。

八文化財の保存および活用に関し必要と認める事項。

六その他、文化財の保存および活用に関し必要と認める事項。

九文化財調査審議会委員には、学識経験のある人の中から、次のかたがたを委嘱しています。(敬称略)

委員長 笹川五郎(四番町)

副委員長 今井今吉(八番町)

委員 赤川清三郎(善光寺)

教育長に小林正澄氏(61歳)

六番町がそれぞれ就任しました。

教育委員長に二村正氏(45歳)

善光寺がそれぞれ就任しました。

教育委員長に

12・3ちゃん

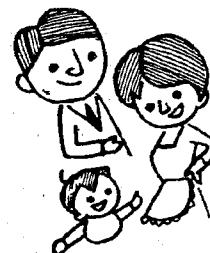
吸うという本能  
は生まれつきのもの  
が、好きなだけ  
します。

昭和51年分の所得税の確定申告と納税は、二月十六日から三月十五日までになります。ただし、税金の還付を受けたための確定申告は、二月十五日以前でも受け付けてあります。早く申告すれば、還付される税金も早くお手もとにもどります。

○税金が還付される人  
毎月の給料などから納めてきた

小さいときから  
眼くなるものを  
しゃぶるくせがあ  
ります。なんとか  
やめさせようとす  
るのですが、なか  
ながありません。  
どうしたらよいで  
しょうか。

形が悪くなるなどの心配はありませんから、眠るときだけなら無理



### 贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
50万円以下	10%	一
70	15	2.5
100	20	6.0
140	25	11.0
200	30	18.0
280	35	28.0
400	40	42.0
550	45	62.0
800	50	89.5
1,300	55	129.5
2,000	60	194.5
3,500	65	294.5
7,000	70	469.5
7,000万円超	75	819.5

### 計算例

(贈り物の価格) (基礎控除) (課税価格)  
300万円 - 60万円 = 240万円  
240万円 × 35% = 84万円 (贈り税額)

給与支払報告書の提出は1月31日までに!!

みんなの温いご協力で

174万円も

赤い羽根共同募金の結果  
歳末たすけあい募金

五十一年度の赤い羽根共同募金  
および歳末たすけあい募金も、全  
町民の温かいご協力により、次の  
表のとおり目標額を超える成果を  
あげることができました。

共同募金にお寄せいただいたお  
金は、それぞれ次のように使わせ  
ていただきました。

厚くお礼申し上げます。

共同募金にお寄せいただいたお  
金は、それぞれ次のように使わせ  
ていただきました。

区分	目標額	実績額
A配分(県分)	173,200円	173,200円
B配分(町分)	845,000	978,448
合計	1,018,200	1,151,648
内訳	一般募金	829,148
	特別募金	322,500
歳末たすけあい募金	550,000	590,901

○施設入所者	一一〇,〇〇〇円
○生活保護世帯	一一四,〇〇〇円

西川町で、国民年金の老齢年金  
の合計額が六十万円を超えるとき  
は、二月一日から三月十五日まで  
に、贈与税の申告と納税をしなけ  
ればなりません。(六十万円=基  
礎控除)以下のときは、贈与税は  
かかりません。



◎忘れると年金の支払いがおくれます

### 現況届を忘れずに

今後も皆さまのご支援により、  
よりよい福祉事業を推進してまい  
ります。 möchtenと思いますので、ご協力を  
お願い申し上げます。

現況届とは、この確認を行った  
年に年一回、受給者の皆さんから  
提出していただくものです。今回  
は、昭和五十一年二月十五日以前  
から老齢年金、または通算老齢年  
金を受けている人が提出すること  
になっています。

現況届の用紙(ハガキ)は、一  
月十五日ころまでに、社会保険庁  
から受給者の皆さんに直接お送り  
しました。その用紙に、あなたの  
住所・氏名を記入し(押印を忘れ  
ず)、町長の証明を受けて二月  
十五日までに確実に社会保険庁業  
務課に提出してください。

現況届が提出されないときは、  
支払いは、社会保険庁から受  
け取られません。支払いは、社会保険庁から受  
け取られますが、郵便局の定額小為替を利用されたば  
え、料金(一〇円)も安くて、手  
續きも簡単です。

### 戸籍の おはなし②

#### 戸籍の公開

戸籍制度は、国籍や親族関係を  
証明する手段として、皆さんに広  
く利用されていますが、戸籍の記  
載には、当該本人にとってみれば  
他人に知られたくないと思われる  
事項(例えば、子が嫡出でないこ  
とや、認知の事実、離婚歴など)

そこで、このような弊害を防止  
するため、戸籍法が改正され、  
昨年の十二月一日から施行されま  
した。

改正された内容の主なものは、  
他人の戸籍や除籍の謄・抄本を請  
求するときに、その請求の事由  
(使用目的)を明らかにしなけれ  
ばならないことです。そし  
て、請求が不当な目的によること

請求するには、一定の手数料(戸  
籍謄・抄本は一通二〇〇円、除籍  
謄・抄本は一通三〇〇円)を納め  
なければなりません。

郵便で交付の申請をすることも  
できます。ただし、手数料を郵便  
切手で納めることはできません。

現金留でもよろしいですが、郵

便局の定額小為替を利用されたば  
え、料金(一〇円)も安く、手  
續きも簡単です。

現況届の用紙(ハガキ)は、一  
月十五日ころまでに、社会保険庁

から受給者の皆さんに直接お送り

しました。その用紙に、あなたの  
住所・氏名を記入し(押印を忘れ  
ず)、町長の証明を受けて二月  
十五日までに確実に社会保険庁業  
務課に提出してください。

現況届が提出されないときは、  
支払いは、社会保険庁から受  
け取られません。

支払いは、社会保険庁から受  
け取られますが、郵便局の定額小為替を利用されたば  
え、料金(一〇円)も安く、手  
續きも簡単です。

現況届の用紙(ハガキ)は、一  
月十五日ころまでに、社会保険庁

から受給者の皆さんに直接お送り

しました。その用紙に、あなたの  
住所・氏名を記入し(押印を忘れ  
ず)、町長の証明を受けて二月  
十五日までに確実に社会保険庁業  
務課に提出してください。

現況届が提出されないときは、  
支払いは、社会保険庁から受  
け取られません。

支払いは、社会保険庁から受  
け取られますが、郵便局の定額小為替を利用されたば  
え、料金(一〇円)も安く、手  
續きも簡単です。

現況届の用紙(ハガキ)は、一  
月十五日ころまでに、社会保険庁

から受給者の皆さんに直接お送り

しました。その用紙に、あなたの  
住所・氏名を記入し(押印を忘れ  
ず)、町長の証明を受けて二月  
十五日までに確実に社会保険庁業  
務課に提出してください。

現況届が提出されないときは、  
支払いは、社会保険庁から受  
け取られません。

支払いは、社会保険庁から受  
け取られますが、郵便局の定額小為替を利用されたば  
え、料金(一〇円)も安く、手  
續きも簡単です。

現況届の用紙(ハガキ)は、一  
月十五日ころまでに、社会保険庁

から受給者の皆さんに直接お送り

しました。その用紙に、あなたの  
住所・氏名を記入し(押印を忘れ  
ず)、町長の証明を受けて二月  
十五日までに確実に社会保険庁業  
務課に提出してください。

現況届が提出されないときは、  
支払いは、社会保険庁から受  
け取られません。

支払いは、社会保険庁から受  
け取られますが、郵便局の定額小為替を利用されたば  
え、料金(一〇円)も安く、手  
續きも簡単です。

現況届の用紙(ハガキ)は、一  
月十五日ころまでに、社会保険庁

から受給者の皆さんに直接お送り

しました。その用紙に、あなたの  
住所・氏名を記入し(押印を忘れ  
ず)、町長の証明を受けて二月  
十五日までに確実に社会保険庁業  
務課に提出してください。

現況届が提出されないときは、  
支払いは、社会保険庁から受  
け取られません。

支払いは、社会保険庁から受  
け取られますが、郵便局の定額小為替を利用されたば  
え、料金(一〇円)も安く、手  
續きも簡単です。

現況届の用紙(ハガキ)は、一  
月十五日ころまでに、社会保険庁

から受給者の皆さんに直接お送り

しました。その用紙に、あなたの  
住所・氏名を記入し(押印を忘れ  
ず)、町長の証明を受けて二月  
十五日までに確実に社会保険庁業  
務課に提出してください。

現況届が提出されないときは、  
支払いは、社会保険庁から受  
け取られません。

支払いは、社会保険庁から受  
け取られますが、郵便局の定額小為替を利用されたば  
え、料金(一〇円)も安く、手  
續きも簡単です。

現況届の用紙(ハガキ)は、一  
月十五日ころまでに、社会保険庁

から受給者の皆さんに直接お送り

しました。その用紙に、あなたの  
住所・氏名を記入し(押印を忘れ  
ず)、町長の証明を受けて二月  
十五日までに確実に社会保険庁業  
務課に提出してください。

現況届が提出されないときは、  
支払いは、社会保険庁から受  
け取られません。

支払いは、社会保険庁から受  
け取られますが、郵便局の定額小為替を利用されたば  
え、料金(一〇円)も安く、手  
續きも簡単です。

現況届の用紙(ハガキ)は、一  
月十五日ころまでに、社会保険庁

から受給者の皆さんに直接お送り

しました。その用紙に、あなたの  
住所・氏名を記入し(押印を忘れ  
ず)、町長の証明を受けて二月  
十五日までに確実に社会保険庁業  
務課に提出してください。

現況届が提出されないときは、  
支払いは、社会保険庁から受  
け取られません。

支払いは、社会保険庁から受  
け取られますが、郵便局の定額小為替を利用されたば  
え、料金(一〇円)も安く、手  
續きも簡単です。

現況届の用紙(ハガキ)は、一  
月十五日ころまでに、社会保険庁

から受給者の皆さんに直接お送り

しました。その用紙に、あなたの  
住所・氏名を記入し(押印を忘れ  
ず)、町長の証明を受けて二月  
十五日までに確実に社会保険庁業  
務課に提出してください。

現況届が提出されないときは、  
支払いは、社会保険庁から受  
け取られません。

支払いは、社会保険庁から受  
け取られますが、郵便局の定額小為替を利用されたば  
え、料金(一〇円)も安く、手  
續きも簡単です。

現況届の用紙(ハガキ)は、一  
月十五日ころまでに、社会保険庁

から受給者の皆さんに直接お送り

しました。その用紙に、あなたの  
住所・氏名を記入し(押印を忘れ  
ず)、町長の証明を受けて二月  
十五日までに確実に社会保険庁業  
務課に提出してください。

現況届が提出されないときは、  
支払いは、社会保険庁から受  
け取られません。

支払いは、社会保険庁から受  
け取られますが、郵便局の定額小為替を利用されたば  
え、料金(一〇円)も安く、手  
續きも簡単です。

現況届の用紙(ハガキ)は、一  
月十五日ころまでに、社会保険庁

から受給者の皆さんに直接お送り

しました。その用紙に、あなたの  
住所・氏名を記入し(押印を忘れ  
ず)、町長の証明を受けて二月  
十五日までに確実に社会保険庁業  
務課に提出してください。

現況届が提出されないときは、  
支払いは、社会保険庁から受  
け取られません。

支払いは、社会保険庁から受  
け取られますが、郵便局の定額小為替を利用されたば  
え、料金(一〇円)も安く、手  
續きも簡単です。

現況届の用紙(ハガキ)は、一  
月十五日ころまでに、社会保険庁

から受給者の皆さんに直接お送り

しました。その用紙に、あなたの  
住所・氏名を記入し(押印を忘れ  
ず)、町長の証明を受けて二月  
十五日までに確実に社会保険庁業  
務課に提出してください。

現況届が提出されないときは、  
支払いは、社会保険庁から受  
け取られません。

支払いは、社会保険庁から受  
け取られますが、郵便局の定額小為替を利用されたば  
え、料金(一〇円)も安く、手  
續きも簡単です。

現況届の用紙(ハガキ)は、一  
月十五日ころまでに、社会保険庁

から受給者の皆さんに直接お送り

しました。その用紙に、あなたの  
住所・氏名を記入し(押印を忘れ  
ず)、町長の証明を受けて二月  
十五日までに確実に社会保険庁業  
務課に提出してください。

現況届が提出されないときは、  
支払いは、社会保険庁から受  
け取られません。

支払いは、社会保険庁から受  
け取られますが、郵便局の定額小為替を利用されたば  
え、料金(一〇円)も安く、手  
續きも簡単です。

現況届の用紙(ハガキ)は、一  
月十五日ころまでに、社会保険庁

から受給者の皆さんに直接お送り

しました。その用紙に、あなたの  
住所・氏名を記入し(押印を忘れ  
ず)、町長の証明を受けて二月  
十五日までに確実に社会保険庁業  
務課に提出してください。

現況届が提出されないときは、  
支払いは、社会保険庁から受  
け取られません。

支払いは、社会保険庁から受  
け取られますが、郵便局の定額小為替を利用されたば  
え、料金(一〇円)も安く、手  
續きも簡単です。

現況届の用紙(ハガキ)は、一  
月十五日ころまでに、社会保険庁

から受給者の皆さんに直接お送り

しました。その用紙に、あなたの  
住所・氏名を記入し(押印を忘れ  
ず)、町長の証明を受けて二月  
十五日までに確実に社会保険庁業  
務課に提出してください。

現況届が提出されないときは、  
支払いは、社会保険庁から受  
け取られません。

支払いは、社会保険庁から受  
け取られますが、郵便局の定額小為替を利用されたば  
え、料金(一〇円)も安く、手  
續きも簡単です。

現況届の用紙(ハガキ)は、一  
月十五日ころまでに、社会保険庁

から受給者の皆さんに直接お送り

しました。その用紙に、あなたの  
住所・氏名を記入し(押印を忘れ  
ず)、町長の証明を受けて二月  
十五日までに確実に社会保険庁業  
務課に提出してください。

現況届が提出されないときは、  
支払いは、社会保険庁から受  
け取られません。

支払いは、社会保険庁から受  
け取られますが、郵便局の定額小為替を利用されたば  
え、料金(一〇円)も安く、手  
續きも簡単です。

## 【ぼくの作品】

**考える人**

曾根小学校6年  
松永 進くん

## 【評】

ゆったりとしかも力強く書けました。

全体のバランスもとれています。

指導

氏田隼夫先生

## ☆2月の衛生行事

日付	種目	対象	場所	時間	備考
8日(火)	胸部間接撮影	①結核有症者 ②間接撮影3年未受診者	役 場	午前9:30～午後2:30	
15日(火)	血圧相談会	旗屋部落 血圧観察者	旗 屋 公民館	午前9:30～11:30	受付 午前9:00～9:30 個人通知 健康手帳持参
16日(水)	3歳児検診	昭48.12.1～49.3.31生まれ	分 館	午後1:30～3:00	母子手帳持参
16日(水)	乳児・産婦健康相談	昭51年12月出生児とその母親	役 場	午前9:30～11:00	母子手帳持参
16日(水)	乳児検診	昭51年2月生まれと昭51年7月生まれ	役 場	升鷲1:30～1:50 穂郷1:50～2:10 曾根2:10～2:30	母子手帳持参
17日(木)	血圧相談会	上組、中作、中村、三ツ星、下組、新田、天ヶ瀬、浦村、大関、升鷲 血圧観察者	升 鷲 小学校	午後1:30～3:30	受付 午後1:00～1:30 個人通知 健康手帳持参
18日(金)	血圧相談会	下山部落 血圧観察者	下 山 公民館	午後1:30～3:30	受付 午後1:00～1:30 個人通知 健康手帳持参

和渡辺小森ジン  
氏名  
ノミン  
77 96 87  
年月日  
尚昭嘉市  
八番町大浦村  
落

お  
ぐ  
や  
か  
な

大西重明  
氏名  
ヨウメイ  
78 12 1/2  
年月日  
藤作見  
姓  
藤  
作  
見  
部  
落

佐藤加  
氏名  
カズ  
トモ  
78 12 1/2  
年月日  
高橋美奈子  
姓  
高  
橋  
美  
奈  
子  
78 12 1/2  
年月日  
青木しのぶ  
姓  
青  
木  
し  
の  
ぶ  
78 12 1/2  
年月日  
本田望美  
姓  
本  
田  
望  
美  
78 12 1/2  
年月日  
渡辺龍兒  
姓  
渡  
辺  
龍  
兒  
78 12 1/2  
年月日  
彭正英  
姓  
彭  
正  
英  
78 12 1/2  
年月日  
治一  
姓  
治  
一  
78 12 1/2  
年月日  
見鰯  
姓  
見  
鰯  
78 12 1/2  
年月日  
三ツ星天堂堂組  
姓  
三  
ツ  
星  
天  
堂  
堂  
組  
78 12 1/2  
年月日

町民のうこぎ

お  
ぐ  
や  
か  
な